

アンカーニュース

建築基準法、建築士法など4法改正が成立

耐震強度偽装事件の再発防止のため、政府が提出した建築基準法や建築士法などの改正関連4法が14日午前、参院本会議で可決、成立しました。建築確認の審査を厳格化するとともに、強度偽装への懲役刑導入など罰則を強化したのが特徴で、1年以内に順次施行されます。事件を受けた建築法制の見直しの第1弾はヤマ場を越え、今後は秋の臨時国会に向けて、欠陥住宅被害への補償強化や専門別の建築士資格の創設など第2弾の制度改正が焦点となります。

建築確認の審査の厳格化では、建築基準法の中に、構造計算が適正かどうかを判断する第三者機関「構造計算適合性判定機関」の規定を設けました。高さ20メートルを超える鉄筋コンクリートの建物（7階建て相当）の建築確認は今後、この判定機関で構造の専門家による審査（ピアチェック）を義務づけられます。

罰則強化は建築士法、建築基準法、宅地建物取引業法のそれぞれに盛り込まれました。設計段階の強度偽装は、建築士法で「懲役1年以下または罰金100万円以下」とし、着工後に発覚した偽装は、建築基準法で「懲役3年以下または罰金300万円以下」としました。これまで設計図だけの偽装を処罰する明文規定はなく、着工後に発覚した偽装も罰則は「罰金50万円以下」しかありませんでした。

建築士法の改正では、「建築士は信用、品位を害するような行為をしてはならない」と定めるとともに、「東横イン」の不正改造で問題になった名義貸しについても明確に禁止しました。

宅建業法では、業者が強度不足を隠して住宅を売った場合の罰則を、現行の「懲役1年以下または罰金50万円以下」から「懲役2年以下または罰金300万円以下」へ引き上げました。販売の際に、欠陥を補償する保険に加入しているかどうか、書面で説明することも新たに義務づけられました。



発行者

合 同 事 務 所 ア ン カ ー

（司法書士・土地家屋調査士・行政書士）

〒107-0052 東京都港区赤坂三丁目21番4号

新日本ビルディング赤坂4階

TEL 03-5575-3458 FAX 03-5575-9385

担当：朝比奈